

国民年金の保険料を納めるのが 難しい方に知ってほしい



経済的に保険料が収められない方に「申請免除」制度

収入の減少や失業等により保険料を納めることが経済的に難しい時、保険料の全額または一部が免除されます。



50歳未満の方に「納付猶予」制度

50歳未満の方(学生以外)で、働いていないなどの理由で生活に余裕がない場合、保険料納付が猶予されます。



20歳以上の学生さんに「学生納付特例」制度

学生で前年所得が基準以下の場合、在学期間中の保険料納付が猶予されます。



「産前産後免除」制度

「保険料免除された期間」も保険料を納付したのものとして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。



障害基礎年金や生活保護を受けている方に「法定免除」制度

障害基礎年金、障害厚生(共済)年金の1級・2級の受給権者、生活保護法による生活扶助を受けている方、ハンセン病療養所などに入所している方は保険料が免除されます。

お問い合わせ

名護年金事務所 ☎0980-52-2522
恩納村役場 村民課 国保年金係 ☎966-1205

6月は固定資産税・村県民税・軽自動車税第1期の納付月です!

	第1期	第2期	第3期	第4期
固定資産税	6月 1日	7月31日	12月25日	令和9年 3月1日
村県民税	6月30日	8月31日	11月 2日	令和9年 2月1日
軽自動車税	6月 1日			

- 口座振替日は納期限と同日です。前日までに残高確認をお願いします。
- 納税は口座振替が便利です。手続き方法につきましては、税務課までお問い合わせください。

お問い合わせ:税務課 ☎966-1206